

三重県県産材利用推進本部について

1 位置付け

- ・ 三重の木づかい条例に規定された推進体制として、三重県県産材利用推進本部を「みえ木材利用方針」に位置付ける。

※ **資料4** みえ木材利用方針（中間案）「第9 体制の整備」

2 運営

- ・ 推進本部の構成員等は現行の体制とする。
- ・ 毎年8月に会議を開催し、方針に基づく木材利用の推進に向けた各部局の取組計画及び前年度の取組結果を取りまとめ、検証を行う。
- ・ 取組の実施状況については、県議会への報告及び公表を行う。

3 今後の取組

- ・ 各部局におかれては条例の趣旨を踏まえ、これまで以上の木材の利用促進及び率先利用に取り組んでいただくようお願いしたい。